

沖縄県による辺野古工事差し止め提訴について(談話)

2017年7月25日

安保破棄中央実行委員会

事務局長 東森英男

沖縄県は24日、安倍政権がすすめている辺野古新基地建設に向けた工事について、違法だとして工事差し止めを提訴しました。併せて判決まで工事を中断させる仮処分を申し立てました。

私たちは、沖縄県の提訴を全面的に支持し、訴訟の勝利をめざすにたたかいを国民的に広げる決意を表明します。

訴状が明らかにしているように、前沖縄県知事が出した岩礁破碎許可は今年3月末で期限が切れており、沖縄県が工事中止の指示をおこなったにもかかわらず、沖縄防衛局は許可の更新は不要との立場で法を無視した工事を強行し、4月には護岸工事に着手しました。防衛省は、許可の更新が不要である口実として、辺野古漁協が漁業権を放棄したことをあげていますが、漁協が放棄したのは漁業権区域全体のうちの工事区域の部分だけです。これは、法的には漁場区域の「変更」であり、漁業法上は知事の許可が不可欠です。実際、同様の事例である那覇空港第2滑走路増設工事では、沖縄総合事務局は新たな岩礁破碎許可を沖縄県に申請しています。水産庁は、過去の国会答弁において、このようなケースについて「漁業法上、知事の免許を受けなければならない」としていましたが、岩礁破碎許可の期限切れ直前の今年3月になって「免許を受けなくてよい」とする正反対の解釈に変更しています。このような政府ぐるみの恣意的な法令解釈は許されません。

私たちは、司法が、辺野古新基地にかかわる経過、政府の法令解釈の変更についての事実を正確に認識するとともに、沖縄県民のおかれている状態をふまえた判断をおこなうよう強く求めます。

辺野古新基地建設を中止し、普天間基地の無条件撤去を実現するために全国で運動を広げる決意をあらためて表明します。

以上